

国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(招集の請求)</p> <p>第6条 委員長は、委員3分の1以上の請求がある場合又は第8条に規定する小委員会の請求がある場合は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>(1) <u>理科離れ問題の解消のための知的貢献検討委員会</u></p> <p>(2) <u>史料編纂小委員会</u></p> <p>(3) <u>その他委員会が必要と認める小委員会</u></p> <p>2 <u>小委員会の委員長は、委員会が選出する。</u></p> <p>3 <u>小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</u></p> <p>4 <u>小委員会委員の任期は、委員会が別に定める。</u></p> <p>(専決)</p> <p>第9条 委員会は、前条の小委員会で審議された事項について、<u>小委員会での議決をもって委員会の議決とすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、委員会で別に定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の議決を行った場合は、小委員会委員長は速やかにその</u></p>	<p>本則</p> <p>(招集の請求)</p> <p>第6条 委員長は、委員3分の1以上の請求がある場合は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	

旨を委員長に報告するものとする。

(担当委員)

第10条 (略)

(事務)

第11条 (略)

(雑則)

第12条 (略)

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
理科離れ問題の解消のための知的貢献検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・社会貢献委員会委員長 ・ 東京農工大学出版会理事 2人 ・ 東京農工大学出版会専務理事 ・ 工学府・工学部広報戦略委員会委員長又は同委員会副委員長 1人 ・ 農学府・農学部広報・社会貢献委員会委員長又は同委員会副委員長 1人 ・ 生物システム応用科学府から選出された広報・社会貢献担当教員 1人 ・ 総務部長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的貢献活動の企画・立案に関すること。 ・ 知的貢献活動の実施に関すること。 ・ 知的貢献活動の広報に関すること。 ・ その他広報・社会貢献委員会委員長が必要と認めた事項に関すること。

(担当委員)

第8条 (略)

(事務)

第9条 (略)

(雑則)

第10条 (略)

(削る)

	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課広報室長 ・その他委員長が必要と認めた者 		
史料編纂小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・社会貢献委員会副委員長 ・農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・記念史の刊行に関すること。 ・その他必要な事項 	

附 則 (平成28年12月19日細則第17号)
この細則は、平成28年12月19日から施行する。